

中野区教育委員会会議録

平成27年第24回定例会

平成27年9月4日

中野区教育委員会

平成27年第24回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年9月4日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時35分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 増田 明美

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 増田 明美

○傍聴者数

10人

○議題

1 議決事件

- (1) 第48号議案 第18期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について
- (2) 第49号議案 防犯カメラ等の買入れに係る意見について
- (3) 第50号議案 中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 第51号議案 中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について（子ども教育経営担当）

3 報告事項

(1) 事務局報告

- ① 中野区軽井沢少年自然の家の休館について（学校教育担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。教育委員会第24回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員は、増田委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

本日の議決事件、第48号議案に関連して、健康福祉部、健康・スポーツ担当、石濱副参事に、出席を求めていますのでご了承ください。

本日の報告事項、「中野区軽井沢少年自然の家の休館について」の資料は、区議会報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

ここでお諮りいたします。

本日の議決事件の1番目、第48号議案、「第18期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、第48号議案は日程の最後に審議を行います。

<議決事件>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

議決事件の2番目、第49号議案、「防犯カメラ等の買入れに係る意見について」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第49号議案、防犯カメラ等の買入れに係る意見につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、防犯カメラ等の買入れにつきまして、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律第 29 条に基づきまして、区長から意見を求められたので、意見を申し出るものでございます。

本件につきましては、恐れ入りますが、別添の資料をごらんいただきたいと存じます。「防犯カメラ等の買入れに係る意見について」でございます。下記の内容につきまして、同意するものということで、記以下をごらんいただきたいと存じます。

1 番目、買入れの目的でございますが、区立小学校の通学路における防犯用のカメラということでございます。

購入の種類及び数量でございますが、2 の(1)カメラ 65 台ということで、以下記載のとおりでございます。

金額につきましては、3 番のとおりでございます。1,995 万 8,400 円ということでございます。

今後のスケジュールでございますが、平成 27 年区議会第 3 回定例会におきまして議案を提出するものでございます。

提案説明は以上でございます。

田辺委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

ご質問等ございませでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 49 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の 3 番目、第 50 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

提案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

第 50 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案書をごらんいただきたいと存じます。

提案理由でございますが、表面、一番下のほうに記載をさせていただいてございますが、

中野区個人情報の保護に関する条例の改正に伴う規定の整備を行う必要があるという内容でございます。

本件につきましては、補足説明資料を添付させていただいておりますので、こちらに基づき説明をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について」という内容でございます。

記以下をごらんいただきますと、まず、改正内容でございますが、大きく分けまして3点でございます。1点目は個人情報の開示等の請求の規定の整備でございます。第9条第1項関係ということで、後ほどごらんいただきたいと存じますが、2点目が任意代理人によります特定個人情報の開示等請求手続きの規定の整備ということでございます。また、3番目は任意代理人による特定個人情報の開示等の請求に係る本人の意思の確認についての規定の整備といった内容でございます。

施行期日でございますが、平成27年10月5日からの施行ということでございます。

続きまして、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。右側が現行の内容、左側が改正案という内容でございます。

まず、1点目でございますが、改正案の第9条、アンダーラインが引いてある部分でございます。先ほど申しました個人情報の開示等の請求の規定の整備ということで、ここでは自己情報の開示の請求については、自己情報開示請求書、また自己情報の訂正、削除、目的外利用の中止などにつきましては、自己情報等訂正・削除・中止請求書を教育委員会に提出するものとするといった内容でございます。第2項は、それにかかわる規定ということでございます。

2ページをお開きいただきまして、第9条第8項でございますが、こちらにつきましては、任意代理人の方が特定個人情報の開示等の請求をする場合については、委任状を教育委員会に提出しなければならないといった規定を設けたものでございます。

また、第9条の2でございますが、任意代理人によります開示等の請求に係る本人の意思の確認にかかわる規定ということでございまして、まず、第1項でございますが、教育委員会は、本人の意思によるものであることを確認しなければならないと規定をいたしまして、その下、第9条の2第2項では、その確認の方法は郵送等の方法によるということで、3ページにわたりまして、記載をさせていただいております。3ページの左上のアンダーラインの内容でございますけれども、郵送等によりまして、照会書兼回答書を送付い

たしまして、その確認を行うということでございます。

その下、第3項でございますが、アンダーラインを引いているところでございます。ご本人が回答書を提出しないとき、又は本人の意思に基づかないものであることが判明したときには、却下通知書ということで、そういったものを通知するということを規定してございます。

以下、第10条につきましては、各様式に関する規定ということございまして、後ほどお目通しをいただければと存じます。

最後に4ページでございます。左側、改正案の附則の部分、附則の第1項でございますが、平成27年10月5日からの施行ということでございます。

また、第2項ということございまして、施行日前に開示等の請求をした者に対する通知については、なお従前の例によるといったような規定も設けさせていただいているものでございます。

補足の説明につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

改正の内容はこの3点だということは理解できたのですけれども、そもそもこの改正というのは、より開示の手続を厳しくするというか、そういったところに目的があるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今般、マイナンバー制度が10月1日、本格施行されるということで、これまでは個人情報につきましては、法定代理人が開示の請求等ができるということだったのですけれども、マイナンバーにかかわる特定個人情報につきましては、任意代理人もそういった開示等の請求ができるということで、そのようなことから関係規定の整備をさせていただいたということでございます。

これによりまして、ただいま委員ご指摘のとおり、この制度運営を厳格に行うことができるということで考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。

田中委員

はい。

田辺教育長

ほかにご発言ございませんか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 50 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、議決事件の 4 番目、第 51 号議案、「中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

本件は、教育長について、自己の一身上に関する事件に該当します。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、教育長は、本件議事について、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで、退室をいたします。退室後の教育委員会の会議の進行は、教育長職務代理者の渡邊委員が引き続き会議を主宰いたします。

それでは、渡邊委員に会議の進行を引き継ぎます。

(教育長 退室)

渡邊教育長職務代理者

教育長職務代理の渡邊です。ただいま、教育長が退室されましたので、職務代理者として、会議の進行を行います。

それでは、提案説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

第 51 号議案、「中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正に係る意見について」ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、議案書をごらんいただきたいと思います。

中野区長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要があるということでございます。

説明につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。「中野区長等の退職手当に

関する条例の一部改正に係る意見について」でございます。

改正の内容でございますが、記以下をごらんいただきたいと存じます。

被用者年金制度の一元化を図るため厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、共済年金と厚生年金が一元化されることとなります。これに伴いまして、傷病により退職する場合の傷病の程度について、厚生年金保険法の規定を引用するといった改正となっております。

施行期日は平成 27 年 10 月 1 日からということでございます。

内容等につきまして、恐れ入りますが、裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。右側が現行法、左側が改正案となっております。

この 4 条につきまして、これまで右側では、「地方公務員等共済組合法第 84 条第 2 項に規定する障害等級」という規定でございますが、改正案では、「厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級」ということで、障害等級につきましては、変わりはないのですけれども、こういった法の制度の統合によりまして、引用する法文が変わったといったような内容となっております。

改正案の附則をごらんいただきますと、条例の施行は平成 27 年 10 月 1 日からということでございます。

表面にお戻りいただきたいと存じます。

4 番、今後のスケジュールでございますが、区長に対し、条例の改正につきまして、本件同意をいただきましたら回答をいたします。

その後、平成 27 年区議会第 3 回定例会におきまして、一部改正条例案を提出する予定です。

補足説明につきましては以上でございます。

渡邊教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

なければ、質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 51 号議案を、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊教育長職務代理者

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

それでは、本件議事は、終了いたしましたので、教育長は入室ください。

(教育長 入室)

渡邊教育長職務代理者

教育長が着席いたしましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎたいと思います。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

教育長の臨時代理による事務処理の指示につきまして、補足説明を申し上げます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づきまして、下記のとおり、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示の内容でございますが、まず、1番をごらんいただきたいと存じます。個人番号（マイナンバー）の利用に関する条例を制定するための議案の提出に係る区長からの意見の求めに対する教育委員会の意見の申出につきまして、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示する理由でございますけれども、ただいま申し上げました議案の提出に係る区長からの意見の求めに対しまして、速やかに、教育委員会の意見の申出が必要となることから、事務処理に当たりましては、教育長の臨時代理による事務処理をあらかじめ指示する必要があるということで考えているものでございます。

なお、条例の内容ということでございますが、裏面をごらんいただきたいと存じます。右肩に「(参考)」と掲げてございますが、現在、パブリック・コメントの最中ということで、「個人番号（マイナンバー）の利用に関する条例制定の考え方」ということで記載をさせていただいてございます。

番号法の規定によりまして、区独自事務におきましても、社会保障・地方税・防災に関する事務につきましては、条例に定めることで、個人番号を利用することなどができるようになるということでございます。

これによりまして、各種申請時の添付書類の省略といった区民の皆様の利便性や事務効率の向上を図るため、別紙に掲げます事務につきまして、情報の連携を進めるといった内容となっております。

別紙をごらんいただきますと、下のところが教育委員会にかかわる事務の内容ということでございまして、一番下の別表2でございまして、教育委員会関連の事務といたしましては、就学援助費、また特別支援学級への就学奨励費につきまして、情報提供を受けることができるということになるといった内容でございます。

表面にお戻りをいただければと存じます。

3番、「今後のスケジュール（予定）」でございます。

現在、9月4日から24日まで、条例案のパブリック・コメントということでございます。

今後、これを経まして、9月下旬ごろには区長から意見の求めがあり、教育長の臨時代理による事務処理を行う必要があると考えてございます。

その後、9月下旬以降、議案を提出いたしまして、10月9日でございまして、教育委員会第25回定例会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の報告を行う予定ということでございます。

説明につきましては、以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から、ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

協議の趣旨とはちょっとずれるかもしれないのですが、ちょっと教えていただきたいと思っております。

例えば教育委員会の就学援助費について、この世帯全員の所得情報を区がマイナンバーの中で把握するという、把握したということは、区民にも知らされるものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ご申請の手続をいただく際には、そういった手続についての説明を事前にいたします。その中で、そういった運用が行われるということは周知をしていきたいと考えております。

田辺教育長

よろしいでしょうか。

田中委員

はい。

田辺教育長

ほかにございますか。

それでは、本件に係る区長の意見聴取に対する意見の申出については、教育長の臨時代理による事務処理を指示することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、本件につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することに決定いたしました。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

報告事項に移ります。

各委員から活動報告がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

増田委員

私は北京の世界陸上競技選手権大会に10日間ほど行ってまいりましたけれども、教育的な視点で見た感想を言わせていただきますと、テレビに映っていないところで、ボルト選手は素晴らしいですね。

テレビでは、スタート前とか、終わった後のオーバーアクションとかやんちゃな印象が強いのですが、彼は例えば100メートル走る予選、走る前というのは、スターティングブロックなどに合わせる準備を各選手しているのですね。

でも、陸上競技というのは、あっちで投てきがあつて、こっちで跳躍があつて、トラックではいろいろな種目をしている中で、準備している中でも表彰式が始まるのですよ。そういうときに、ほかの選手は自分のことで精いっぱいなのに、ボルトさんはその国旗掲揚があるとぱっと動作をやめて、直立不動で掲揚旗のほうを見るのですね。そうすると、彼がやっているのを見ると、ほかの選手も手を休めてそうすると。

王者としてそういった面での礼儀といいますか、物腰というのは素晴らしいなと思って、私は感動して、子どもたちにもボルトさんはこうなのだよということをどこかで伝えていきたいなというふうに思いました。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかの委員の方々の活動報告はよろしいですか。

それでは、続いて事務局報告に移ります。

<事務局報告>

田辺教育長

事務局報告の1番目、「中野区軽井沢少年自然の家の休館について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、中野区軽井沢少年自然の家の休館について報告いたします。お手元の資料をごらんください。

中野区軽井沢少年自然の家につきましては、改修工事のため、施設を休館いたします。

休館の期間は、平成27年11月2日から平成28年2月8日までです。

工事の内容は、トイレの改修工事、レクリエーションホールの照明の改修工事、それから変電設備の改修工事などです。

休館の周知につきましては、区報、教育委員会のホームページ、それから軽井沢少年自然の家のホームページに掲載して行ってまいります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

この期間に関しては、中学校、小学校とも、特に中学校はスキー教室など行われていると思いますけれども、その辺の影響の有無についてお尋ねしたいと思います。

副参事（学校教育担当）

まず、工事の日程につきましては、学校の利用に影響が出ないように設定をしております。

小学校の移動教室につきましては、10月末までに実施することになっておりますので、影響はございません。

中学校のスキー教室につきましては、今年度はスキー教室の予定がございません。これは中学校の宿泊事業を見直しまして、今年度から各学年で宿泊事業を行うことにいたしました。

そのことに伴いまして、スキー教室は2年生で行うことにしました。したがって、現在の2年生は既に1年生のときにスキー教室を行っておりますので、今年度は別の宿泊事業を行うということで、軽井沢でのスキー教室は実施いたしませんので、そういった意味で、小学校、中学校とも学校の移動教室には影響がないということになります。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

建物はかなりもう古くなっているのですけれども、今回、改修がトイレ、レクリエーションホールの照明工事、変電工事ということですのでけれども、そのほかに冷暖房設備とか、全体的にまだ直さなければいけないような箇所について、改修が検討されている場所はあるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

軽井沢少年自然の家につきましては、1981年に開設しておりますので、既に築34年となっております。したがって、施設はかなり年数が経っておりますので、改修等が必要な時期に来ているというふうに考えております。今回の改修工事のほかに、来年度以降も必要な改修工事を行っていくというふうに考えております。

暖房につきましては、近年、スキー教室の開設を行うために、暖房工事をしておりますので、こちらについては、既に終わっているというふうに考えております。冷房につきましては、軽井沢はもともと涼しいところで、冷房はそれほど必要ないのかなというふうに考えております。

田辺教育長

よろしいですか。

渡邊委員

ありがとうございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、築30年以上経過しているということで、今後も、また今回の件ではなく、また先々いろいろ改築を図っていかなければならないと思うのですけれども、その際、少年自然の家の機能というのは様々あると思うのですけれども、特に中野の場合には、小学校も中学

校も使うということで、学校としての移動教室を実際に行うに当たっての使い勝手というか、いろいろなスペース、その他、様々あると思うのですけれども、今後に向けて改修していくに当たって、今までもかなり学校の意見とか考え方を取り入れてきたと思うのですけれども、一層、そういったものを生かして、機能的にしてほしいと思います。というのは、やはり生活様式も年々変わってきて、子どもたちの様子も変わっています。

もちろん、それにただ合わせるというのではなくて、安全という視点とか、様々な視点からやはり学校の意見を十分聴取するような仕組みを、今後とも維持して充実していただければなど、これは要望ですのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

田辺教育長

ほかにございますか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

ここで、事務局から次回の開催についての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会につきましては、10月9日午前10時から区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

<議決案件>

田辺教育長

続いて、議決事件の1番目、第48号議案、「第18期中野区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程いたします。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開といたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外にご退室願ひます。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第24回定例会を閉じます。

午前10時35分閉会